

24監査公表第20号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成24年9月28日に福岡市長から出資団体監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成24年12月13日

福岡市監査委員 南 原 茂
同 梶 木 義 博
同 石 井 幸 充
同 大 松 健

1 監査報告と措置の件数

24監査公表第6号（平成24年5月17日付 福岡市公報第5923号(別冊) 公表) 分
・・・5件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

24 監査公表第6号（平成24年5月17日付 福岡市公報第5923号(別冊) 公表) 分
(出資団体監査)
(事務監査)

1 財団法人博多海員会館

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>ア 登記事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>財団法人の理事の氏名に変更が生じたときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第303条の規定に基づき、2週間以内に変更の登記を行わなければならない。しかしながら、登記事務において、次のような事例が見受けられ、不適切なものとなっていた。</p> <p>今後、登記事務に当たっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等関係法令に則り、適正な事務処理を行われない。</p> <p>(ア) 平成18年5月24日から2週間以内に行うべき財団法人博多海員会館の理事</p>	<p>登記の事務に当たっては、一般社団及び一般財団法人に関する法律等関連法令に基づき、適正な事務処理を行うよう指導した。</p> <p>なお、平成24年度においても理事の交代等の登記を行っているが、滞りなく処理を完了していることを確認している。</p>

<p>の氏名の変更登記が約10ヶ月遅れたことから、民法第84条の3第1項1号（現：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第342条第1項1号相当）等の規定に基づき、平成19年5月に裁判所において過料の決定がなされ、同年6月に過料金を納付していた。</p>	
<p>(イ) 平成21年4月24日から2週間以内に行うべき理事の氏名の変更登記が約11ヶ月遅れたため過料決定の通知を受けていたにもかかわらず、関係書類が一切保管されておらず、詳細が不明であった。</p>	<p>登記の事務に当たっては、一般社団及び一般財団法人に関する法律等関連法令に基づき、適正な事務処理を行うよう指導した。</p> <p>なお、平成24年度においても理事の交代等の登記を行っているが、滞りなく処理を完了していることを確認している。</p>
<p>イ 支出事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>費用の支出にあたっては、公益法人会計基準等に則り、会計帳簿にすべての内容を明りょうに記帳しなければならない。しかしながら、平成22年度に小口現金から支出した金額のうち9,055円が、領収証等の証拠書類がなく用途が不明なものとなっていた。</p> <p>今後、支出事務にあたっては、公益法人会計基準等関係法令に則り、関係書類を確実に保存し、適正な事務処理を行われない。</p>	<p>支出事務に当たっては、公益法人会計基準等に則り、領収書等の書類の保存を徹底し、適正な事務処理を行うよう改めて指導した。</p> <p>さらに、毎月会計事務所との打合せを行い、その中で支出内容等についての確認作業を併せて実施している。</p>

(工事監査)

1 福岡市土地開発公社

監査の結果	措置の状況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>ア リップ掘削の積算を適正に行うべきもの</p> <p>九州大学統合移転事業用地造成工事(Ⅱ工区その4)</p>	<p>設計積算については、設計標準歩掛に基づき適切な積算を行うよう研修を行い、周知徹底を図った。また、併せて精査を慎重に行うよう指導した。</p>

<p>(契約金額25億979万5,050円)</p> <p>本工事は九州大学移転用地の造成工事である。軟岩を破砕するリッパ掘削（軟岩を爪状の附属品で掻き起こす作業）の積算は都市再生機構の積算要領を採用しているが、作業能力の算定に必要な1回当りの作業距離の適用を誤っていた。その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(造成課)</p> <p>イ 掘削積込の積算を適正に行うべきものの</p> <p>九州大学統合移転事業用地造成工事（Ⅱ工区その4）</p> <p>(契約金額25億979万5,050円)</p> <p>本工事は九州大学移転用地の造成工事であるが、場外搬出する建設発生土については、一連作業として地山（現状の土の状態）を掘削し積込むこととなっている。その掘削積込の積算において、地山の掘削積込単価とすべきところを誤ってルーズ（緩んだ状態）なものの単価としていた。その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(造成課)</p>	<p>設計積算については、設計標準歩掛に基づき適切な積算を行うよう研修を行い、周知徹底を図った。また、併せて精査を慎重に行うよう指導した。</p>
--	---

2 地方独立行政法人福岡市立病院機構

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>機器搬入費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>福岡市民病院発電機設備改修工事</p> <p>(契約金額5,355万円)</p> <p>本工事は福岡市民病院の発電機設備の一部更新を行うものであり、当該設備のメー</p>	<p>設計積算については、病院機構内部の技術職職員を中心として、設計積算をはじめとした工事発注業務の内部チェック体制を強化し、適切な契約事務の執行に努めることとした。</p>

<p>カーと契約している。</p> <p>本工事の積算において、発電機本体、同取外し取付け、機器搬入等は見積りにより価格を決定しているが、機器搬入費の中に必要としない労務費等を計上していた。その結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(福岡市民病院)</p>	
---	--